

標茶町議会第3回定例会

一般質問通告一覧

平成25年 9月 5日

No. 1

議席	氏名	件名	質問内容	答弁を 求める 者	答弁内容
12番	深見迪	介護保険サービスから要支援を切り捨てる国の計画を断念させる努力を	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の社会保障制度改革国民会議が、今後の社会保障改定の“青写真”である最終報告書をまとめたが、それに基づき閣議決定がなされ、また厚労省も次々と社会保障の面での住民サービスの低下を行う発表している。医療、介護、生活保護など、この社会保障改定についての町長の所見を伺う。 ・ 社会保障の大きな改定の中で、今回は介護保険に絞って質問するが、介護保険の生活援助について、2000年に制度が開始されたときには、90分だった生活援助の時間区分が60分になり、2012年の介護保険「改正」では45分になった。厚労省は、「洗濯、掃除、買い物はそれぞれ15分で出来る」として、45分にサービスを落としたが、例えば15分で洗濯ができるかという現実に介護現場は直面している。このような状態について町長はどのように認識し、評価しているか。 ・ 重要な点は、要支援1及び要支援2の人たちを介護保険から外す計画である。全国では約154万人の要支援者がいるが、標茶町では、要支援者数は、1、2合わせて138人で、これは要介護者数の26.4%にもなっていて（25年4月現在町行政報告書）この介護利用者の切り捨ては深刻であると言わざるを得ない。この点について町長の所見を伺う。 ・ これが実施されるとなると、利用者の自立を妨げ、介護度の重症化を一層推し進めることになると考えるがどうか。また、市町村が独自に要支援1、2の人たちの介護サービスを行うとしているが、これが実施されると、町ではどのように対応するつもりか。 	町長	

議席	氏名	件名	質問内容	答弁を求める者	答弁内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの中で、訪問介護事業は、民間に頼るところが大きい。要支援者の介護サービスからの切り捨ては、これら標茶町の介護サービスを支えている民間の事業所経営を著しく圧迫すると思われるが、町長はどのように考えるか。 ・ 標茶町議会では、これまでも介護制度の改善について、意見書を、国をはじめとする関係機関に提出してきた。直近では、本年度第2回定例会で『介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する』意見書を国に送付したが、町としても何らかのアクションを行うべきと考えるがいかがか。 		
		町が被告となった損害賠償訴訟裁判を避けることはできなかったのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年4月11日に発生した窃盗未遂事件に関する被疑者からの損害賠償訴訟について、原告の請求が棄却された。町職員であった原告から町が被告として訴えられ、裁判になったということは、訴えた原告である町民にとっても、訴えられた町にとっても、また、町民全体にとっても極めて不幸な事態であり、本来あってはならないことと考えるが、この点について町長の所見を伺う。 ・ 時系列で振り返って質問するが、4月11日、患者から「窃盗未遂があった」という話があり、その日のうちに当事者である原告に事情を聞くことなく、警察に通報しその内容を説明したのはなぜか。その結果4月13日に警察による実況見分が行われ、翌14日に、原告である職員が何も知らずに出勤し、一日通常に勤務をしたと聞いている。13日に警察による実況見分が行われたことにより、多くの職員や患者がこのことを知ってしまったと思うが、原告である職員だけが何も知らされずに14日に通常の勤務をさせたことは、一種異様な事態とを感じるがいかがか。 ・ 15日には、原告である職員宅に突然警察が訪れ、任意同行し、事情聴取が朝から夕方まで行われたと聞いている。これは、原告本人にとって、あまりにも過酷な状態であると思うが町長はどう思われるか。また、今回の裁判は 	町長	

議席	氏名	件名	質問内容	答弁を求める者	答弁内容
			<p>民事訴訟ではあるが、「窃盗未遂」について町は原告本人を視野に入れていたからこそ、警察に通報したのではないかと所見を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何回かの公判を傍聴したが、町側は、「原告は非常に勤務態度がよく、一生懸命頑張って真面目に仕事をしていました。結果的に貴重な人材を失ってしまった」と証言していた。それならばなおのこと、警察に通報する前に原告本人にも事情を聞くということが普通の職場では当然のことだと思うがどうか。 ・ 副町長は、議会への説明の中で「出来る限り最大の方法を講じてきたが裁判になってしまった」と言ったが、これは、争いを避けるという意味で言ったのか。また、何度も原告側などから、訴訟に入る前に「裁判については自分たちにとっても町にとっても不幸なことだから、話し合いで解決したい」という申し出があったにもかかわらず、それを何ゆえに町は拒んだのか。話し合いで解決するべきではなかったのか。 ・ 判決では、「退職を強要したと評価できない」となったが、公判での町側の証言で、原告本人を呼び出し「退職という選択肢もある」と本人に言ったと述べている。これは、15日の思いがけない警察での厳しい事情聴取の翌日の16日であったことから、不安定な精神状態にあった原告本人に、退職をさせようという意図があったのではないかと。また、原告が臨時職員という弱い立場であったことが、町が安易に考えて行動したと考えるがどうか。 ・ この問題について、町は町民に対し説明の責任があると考えますが、どのような手段で説明するつもりか。 ・ 今後、このようなこじれた解決方法を取るのではなく、患者の利益を守るために様々な方法を講じることと同時に、不幸にして事件が起きた場合でも十分町としても必要な調査をして解決に臨むべきと考えるがいかがか。 		

議席	氏名	件名	質問内容	答弁を 求める 者	答弁内容
2 番	長 尾 式 宮	大災害時における 地域連携の確立を	<p>さる9月1日、防災の日に標茶町でも農業者トレーニングセンターにおいて、総合防災訓練が行われております。多くの町民がこの日の訓練を基に災害時に備えていることと思います。この防災の日には全国43都道府県、133万人が訓練を予定されていたと伝え聞いております。政府はこの日、南海トラフ巨大地震を想定した総合訓練を行っております。近年の人智を超えた大災害に対する国民の防災意識の高さが見て取れます。</p> <p>標茶町においては8件の防災協定が締結され、災害時の復旧に迅速に対処できるよう対応しているところであります。その中で、昨年9月には大規模災害を想定し釧路管内8市町村間で防災協定が締結されております。昨年 of 新聞報道では平常時の共同訓練や災害時の人的応援・資機材・生活物資・避難場所の提供など、ソフト・ハード両面で災害対策を進めるために連携会議を発足予定と報道されておりました。釧路管内は8市町村中5市町が太平洋沿岸の自治体で、先に報道された最大31メートルの津波が来た場合、甚大な被害が安易に予想されます。場合によっては備蓄施設の分散・集約なども大きな課題となるのではと考えております。</p> <p>8市町村間の防災協定において具体的にどのような協議が進められているのか伺います。</p>	町長	

議席	氏名	件名	質問内容	答弁を 求める 者	答弁内容
1 番	松 下 哲 也	地域コミュニティーと公民館活動について	<p>標茶町公民館設置条例第1条に基づき、現在6ヶ所に公民館が設置されており、中央公民館、磯分内公民館には分館も設置されている。条例施行規則第2条で対象区域が示されているが、5ヶ所の地域公民館は、それぞれの地区一円を対象区域として示し、中央公民館は他の公民館対象区域以外の区域と定められている。市街地、市街周辺、弥栄、御卒別、沼幌、久著名地区であろうと認識する。周辺の地域は、それぞれ小学校、中学校が設置されており地域住民のよりどころとして地域コミュニティーの形成に大きな役割を果たしている。その学校も弥栄小、磯分内中が閉校し、来春には、中御卒別小学校が閉校される。また、他の学校も存続が非常に厳しい状況に置かれている。コミュニティーの形成、生涯学習、社会教育の観点から、今後、公民館の果たす役割は非常に重要であると考え。また、地区公民館が設置されている地域同様、公平な住民サービスの提供という観点から次の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中央公民館周辺エリアに対する地域コミュニティーの形成と公民館活動に対する考えについて 2. 中央公民館として、事業要望の取りまとめ、または、アンケートをとることは出来ないか。 3. 運営委員は5名以内となっているが、広範囲な区域とする中央公民館では、増枠が必要と考えるが如何か。 	教育長	